

## 第 1 総則

### 1 目的

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づく仙台市長の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準、同法第 6 条の規定による標準処理期間及び同法第 12 条第 1 項の規定による不利益処分の基準を定めることによって、公正の確保と透明性を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

### 2 標準処理期間

標準処理期間には、仙台市の休日を定める条例（平成元年 9 月 22 日仙台市条例第 61 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日は含まないものとする。